

庶務報告 2 (1)

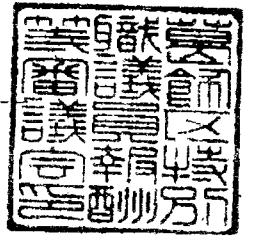
平成24年2月24日

平成24年1月24日

葛飾区長 青木 克徳 殿

葛飾区特別職議員報酬等審議会

会長 秋山 精



葛飾区特別職議員報酬等審議会答申書



葛飾区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに葛飾区長、副
区長及び常勤の監査委員の給料及び期末手当の額について

(平成24年1月24日)

本審議会に対し、意見を求められた標記の件について、次のとおり答申いたします。

葛飾区特別職議員報酬等審議会

会	長	秋	山	精	一
会長職務代理者		信	川	仁	道
委	員	長	谷	川	力
委	員	染	谷	光	雄
委	員	大	谷	隆	興
委	員	石	川	辰	雄
委	員	大	西	和	子
委	員	加	藤		功
委	員	増	田	鉄	男
委	員	鈴	木	光	男

答 申

1 はじめに

本審議会は、葛飾区長から葛飾区特別職議員報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、平成23年12月21日に「葛飾区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに葛飾区長、副区長及び常勤の監査委員の給料及び期末手当の額（以下「特別職の報酬等」という。）」について諮問を受けた。

本審議会は、各委員が区民の代表としての自覚のもと、区民の信頼に応えるよう、公平かつ普遍的な立場に立って、区財政の状況や区政を取り巻く社会情勢の動向及び他区の状況等を勘案し、慎重な審議を行った結果、次の結論に達した。

2 本区における特別職議員報酬等の現況

本区の区議会議員の議員報酬及び区長、副区長及び常勤の監査委員の給料の額については、平成9年度の改定以降据え置きとなっていたが、平成21年度に開催された本審議会において、区長等の給料の額については引き下げるべき旨を答申し、平成22年度についても引き下げるべき旨を答申した。

また、期末手当の支給月数については、平成18年度から職員準拠の方式を改め、年間支給月数を3.6月に改定した。平成21年度の0.25月分の引き下げに引き続き、平成22年度は3.35月から3.20月に0.15月分の引き下げが行われたところである。

なお、区長、副区長及び常勤の監査委員が対象となる地域手当の支給率については、平成20年度から、従来の職員準拠の方式を改め12%に定率化したところである。

3 報酬等の改定の適否に係る各判断要素について

(1) 職責の重要性について

区民の選挙によって選出された区長は、区民の信託に応え、区民福祉を向上させるために、その職責を果たすべく区政の先頭に立ち全力をもって取り組む責務を負うものである。また、副区長、常勤の監査委員についても、その担うべき責務は、区長と同様に重要なものである。

また、区議会議員においても、地方分権改革が進展し、地方公共団体の機能や権限が拡大する中で、45万の区民の代表として、多様化する区民の意思を的確に把握、集約し、住民自治の充実を図っていくことが求められており、その担うべき役割と責務は一層重要性を増している。また、これらを背景に、区議会議員の活動領域は大幅に拡大し、これに伴い、区議会議員の常勤化、専門化が進んでいる状況にある。

特別職議員報酬等の額の改定の適否を決定する際には、これらの各特別職が置かれている状況等について十分に勘案し、検討することが必要である。

(2) 平成23年特別区人事委員会勧告について

特別区人事委員会勧告は、民間給与実態調査の結果等との精確な比較のもとに行われるものであり、特別職の報酬等の額の改定の適否を決定する際には、その内容を十分に尊重すべき必要がある。

なお、本年の特別区人事委員会勧告では、公民比較の結果、職員の給与が民間従業員の給与を上回ったことから、月例給与については、0.20%引き下げ、特別給（期末手当・勤勉手当）については、民間での支給割合とおおむね均衡しているため改定なしとする旨の勧告がなされたところである。

(3) 他の特別区との均衡について

現在、各特別区は、それぞれの地域性や特色等を生かして、積極的に独自の施策を展開している。その一方で、歴史的にも行財政面でも、特別区としての一体性を依然有しており、特別職の担う役割、責務などには共通点が多い。このことから、特別職の報酬等の額の改定の適否を決定する際には、他の特別区における報酬等の支給状況や改定状況を勘案し、23区における平均額を一つの判断基準とすることには妥当性がある。

現在の本区の区長の年収額を他の特別区と比較した場合、平均額を下回り、23区中19番目の額である。

なお、他の特別区における審議会からの答申状況を見ると、14の区が審議会からの答申を受けており、議員報酬については、8区が引き下げ、6区が据え置き答申を受けている。一方、区長の給料については、11区が引き下げ、3区が据え置き答申を受けている。

また、期末手当は、答申を受けた14区すべてにおいて、議員及び区長の期末手当とも据え置き答申を受けている。

(4) 社会経済情勢への考慮

我が国は、平成23年3月11日に東日本大震災という未曾有の災害を経験し、原子力事故等、未だ震災に起因する様々な問題に直面している。経済状況も震災の影響により依然として厳しい状況にあり、欧州の政府債務危機など、景気が下振れするリスクも存在しており、先行きが不透明な状況にある。このような状況の中、多くの区民がこれからの生活に不安を抱えていることを認識し、考慮しなければならない。

4 結 論

当審議会では、上記3で述べた、職責の重要性、特別区人事委員会勧告、他の特別区との均衡、社会経済情勢等の各要素を勘案し、総合的に審議した結果として、次の結論に至った。

葛飾区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに葛飾区長、副区長及び常勤の監査委員の給料及び期末手当の額については、据え置くことが妥当である。

5 おわりに

本審議会は、区長の諮問に対して、以上のとおり答申するものである。

特別職各位は、区民のおかれている現在の状況に十分留意し、区民の信託に応えるべく、本区の活性化に向け今後とも最大限の努力を行うとともに、簡素で効率的な行政運営と円滑な議会運営を通じて、さらなる住民福祉の向上に精励されるよう切に希望するものである。

なお、本答申は、慎重に審議した結果であり、十分に尊重されるよう要望する。

